

ペレストロイカの現段階におけるソ連の環境汚染と対策

直 川 誠 蔵

I 筆者の体験的観察より

筆者は、早稲田大学とモスクワ大学との研究者交換協定にもとづいて一九八五年九月から翌年六月までの期間を主としてモスクワで過ごした。宿舎は市内西南部の一面にあるレーニン丘上にそびえるモスクワ大学の構内であつた。⁽¹⁾

自分の体験した範囲内では、同市の環境状態は東京に比してそれほど悪いようには見えなかつた。レーニン丘の下を流れるモスクワ川の水は確かに黄土色に濁つてはいるが、例えば、自分が日常見慣れている荒川の水の色と大差なく、暖い季節の天気の良い日には河畔で釣糸を垂れている人影も見受けられた。

東京に比してモスクワには大小の公園の数が多く、したがって緑がはるかに豊かであるので、平均気温の低さも手伝つてか、大気も割合清澄であるとの印象であつた。車は結構多いが、黒煙を吐いて走るようなものはもちろん一台も見受けられない。

これはソ連の首都モスクワの偽らざる素顔である。モスクワだけを見て帰国したのであれば、すでに一九六〇年前後にロシア共和国およびその他の共和国に自然保護法が制定されたこと、⁽²⁾七七年ソ連憲法には自然保護を規定する条文(第一八条)⁽³⁾が盛り込まれたことを知っていただけにソ連はさすがに社会主義国として公害防止の面でも相当な実効をあげていると一面的な判断を下してしまう所であつた。

しかし、八六年はじめ頃にモスクワからグルジア共和国とタジク共和国に飛んだ時に得た平直な印象は、環境問題、自然保護問題についていささか疑問なしとしないというものであつた。

八六年一月乗機がグルジアの首都トビリシに近づき、まさに着陸準備のために飛行場上空を比較的低高度でせん回しはじめた時突然視界に入ってきたのは同市郊外の一隅にある工場の本の大煙突から流れでる決して少量とはいえない白煙が市の上空に渦巻いている様子であつた。(工場の種類および白煙の成分は不詳。)

また、同年四月ドウシャンベ(中央アジア・タジク共和国の首府)からモスクワへの帰途、当日天氣が文字通り快晴であつたのだが、約一万メートル上空から下界の様子を座席の窓から肉眼でそれなりに割合はつきりと見渡すことが出来た。離陸から二時間ほどして目に入ってきたのは大きな湖らしきものであつた。推測するにそれは西シベリアの更に南方のステップ地帯に位置するアラル海であつたのだが、湖の周辺が灰色一色で緑のカケラも見受けられない。何となく異様な、無気味ともいえる静まりかえつた雰囲気とその周辺にたちこめているような印象であつた。(もちろん高空から地上の音が聞こえる筈はないのではあるが。)

なお、この時モスクワ帰着後数日して四月末頃にチェルノブイリ原発四号炉の事故が発生したことを付記しておく。⁽⁴⁾

- (1) ペレストロイカが始動する前夜にあたるこの時の在外研究体験については別稿がある。直川誠蔵「静かにひとつの過渡期をわたる——モスクワ体験記——社会活性化へ向けて」THIS IS 一九八七年二月号
- (2) 「ロシア共和国自然保護法」についてはM・I・ゴールドマン著、都留重人監訳『ソ連における環境汚染——進歩が何を与えたか——』岩波書店、一九七三年、三五七頁以下に稲子恒夫教授による邦訳がある。
- (3) 一九七七年ソ連憲法第一八条は以下の通り。「現在及び将来の世代のために、ソ連邦においては土地と地下資源、水資源、植物・動物界の保護及び科学的・合理的利用のための、また大気および水の清浄保持、自然の富の再生産の確保及び人間環境改善のための必要な措置がとられる。」
- (4) 注(1)の体験記参照。

II 環境保護行政の一本化と環境問題の公然かつ率直な指摘

アメリカの環境問題専門家ゴールドマン教授は次のようにのべている。

「日本でもアメリカでも、環境にかんする取締りや規制を一本化して調整することの必要性に気付いて、環境保護庁……のような機構を設けたのだ⁽¹⁾が、ソ連では、国内の環境問題専門家からそのような組織をつくるべきだ⁽²⁾という強い要請があるにもかかわらず、一九七三年六月の時点まではまだ……具体化するところまでいっていない。」

ソ連でこのような環境問題についての一本化された専門的行政機関の設置が実際に実現するはこびになったのはゴールドマン教授の右の指摘がなされたあとさらに一年を経て、ペレストロイカがその方向性をほゞ明確にしはじめた一九八八年はじめのことであった。この種の本一化された行政機関の設置がそのさし迫った必要性にもかゝらず

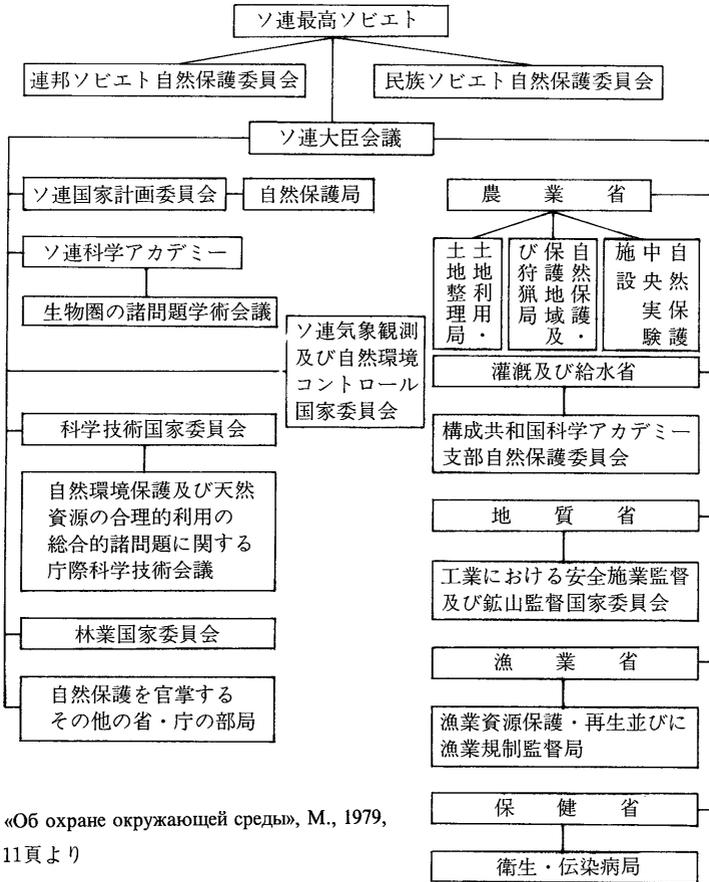
これほど手間どった理由は、大局的に言つて、今日「停滞の時代」と呼ばれるブレジネフ体制のもとで、それ迄続けられてきた生産力増強第一主義（累次の五ヶ年計画にそれは象徴されている）を新しい角度から見直すことが棚上げされてきた点に求めることができるであろう。ゴールドマン教授が「それというのも、そのような機構をつくれれば、それが強力になりすぎて国営企業の増産努力の邪魔になる可能性があるということが心配されているからであるらしい⁽³⁾」と述べていることは正しいと思われる。

一九八八年一月に公表された「国内における自然保護事業の根本的ペレストロイカについて」と題されたソ連邦党・政府の共同決定は⁽⁴⁾これまで軽視され後回しにされてきた自然保護・環境保全の事業を新しい角度から見直し、この問題の解決は「ソビエト人民のためのみならず、全人類のためにとつても」生死にかゝるほどの緊急事であるとの認識から出発して、新しく自然保護行政のための専門行政機関を設置する必要を認めることを主たる内容としていた。⁽⁵⁾

これまで有効な「経済的なたこと刺激」に欠けていたために各企業が天然資源の総合的・合理的活用と環境汚染の低下にあまり関心を示さなかつたこと、機械・装置の類いが原料の完全活用という観点からみて時代遅れなものであつたこと、自然保護行政が数多くの関係省・庁によつて極度に分散的に管掌されていたこと（官庁間の縄張り争いが生じ易く効果的な行政を実施することが困難である）などが反省されている。

新官庁は、その正式名称を「自然保護に関するソ連邦の連邦的・共和的國家委員會」という。なお略称は「ソ連邦ゴスコムプリローダ」⁽⁶⁾である。實質的には従来の省・庁に設けられてあつた関係内部部局を統廃合して一本化したものである。関係省・庁のレベルでは、農業國家委員會、灌漑・給水省、氣象觀測・自然環境コントロール國家委員會、林業國家委員會、漁業省、地質省およびその他の名前があげられている。（第一表に旧システムの一覽表を掲げてお

第1表 ソ連における自然保護国家機関の一覧
(1988年の改革以前)



«Об охране окружающей среды», М., 1979,

11頁より

いた。但し出典の刊行時点がや、遡るので機関の名称等において部分的に統一を欠く。従つてこの連邦レベルの委員会は連邦構成共和国、^{クライ}道、州、自治共和国・自治管区、地区および市の各レベルにおける自然保護委員会もしくは自然保護機関が構成するピラミッド体系の頂点に立ち、ソ連の自然保護行政に関して全責任を負うことになる。

「ゴスコムプリローダ」の主要任務として前記合同決定に具体的に掲げられているところによればそれらは次のようである。要約して記す。

- 一 国内における自然保護行政の統一と調整。
- 二 自然保護の客体（土地、地表水及び地下水、大気、植物界及び動物界、ソ連領海の世界環境及び天然資源、ソ連の大陸棚及び経済領域、並びに遍在する有用鉱物）の利用と保護に対する国家的コントロール。
- 三 自然保護及び天然資源の合理的利用に関する提案の作成並びに同提案の国家計画委員会（ゴスプラン）への提出。
- 四 環境基準の制定。
- 五 エコロジー的鑑定の実施。
- 六 各種廃棄物処理のコントロール。
- 七 自然保護地域の指定等。
- 八 啓蒙活動の組織化。
- 九 国際協力。

また、自然保護立法に違反して実施される工業施設等の新設・改造ないし増設の禁止、企業活動のうち環境汚染を

もたらず部門の活動の停止、環境汚染によって国家に損失がもたらされた場合における汚染企業に対する損害賠償請求の訴えの提起、さらには自然保護の分野における行政責任の追求などがその機能に含まれている。

なお、ゴスコムプリローダがその権限の範囲内で採択する決定はすべての省、庁、企業等によって実行されなければならない。

ソ連は一九八五年四月の党中央委員会総合からペレストロイカ、すなわち「建て直し」の時代に入った。はじめの一、二年間はきわめて徐々に、やがて加速度的に色々な意味で大変貌をとげつつあることは広く報じられている通りである。そしてこの方向が確定的になったのは、八八年六月末から七月はじめにかけて開催された第一九回ソ連党協議会においてであったといえるであろう。

この過程の中で、ペレストロイカを象徴する標語として重要なのは「グラスノスチ」と「デモクラチザーツィア」であろう。前者の語源は「声」であり、転じて「思ったことは（あるいは、言わなければならないことは）自由に口に出して言える状態」という意味にもなる。その場合「言論の自由」と殆ど同意といってもよいであろう。後者はいうまでもなく「民主化」を意味する。前記の党協議会は、文字通りグラスノスチとデモクラチザーツィアが最大限に発揮された最初の大きな会議であったと思われる。

参加者は次々とソ連のこれまでの固定的なイメージを打破するような大胆な発言を行い世界を驚かせた。たとえばソ連邦保健相のチャーゾフはその所管をめぐって、従来の公式的宣伝にもか、わらず医療設備が劣悪なこと、それに伴って国民の実際の健康状態はきわめて悪いことを幼児死亡率が高いこと、国民の平均寿命が短いことを例にあげつ、公言した。

自然保護の面で現状を卒直に語ったのは、まずウズベク共和国党第一書記のニシャーノフであった。

「一つの湖全体が——ごく最近まで全ソ連的な休養地、魚と毛皮の基地であったあのアラル海が——破滅の淵にひんしている。諸君、アラル海はわれわれの痛みであり、何十年にもわたって手酷い扱いをしたことの結果である。輪作の無視、有害化学物質の乱用。厳密に科学的なアプローチを欠いた、正確な計算を欠いた、次から次への処女地開拓を行ったために、われわれの豊かな土壌はそうでなくなり、幾十という病気がまん延するようになった。」⁽⁸⁾
こゝでは、本稿のはじめに筆者が触れた、八六年時点での高度一万メートルからのアラル海の直観的印象が現地の住民の一人によつてはつきりと裏づけられた思いがしてならない。

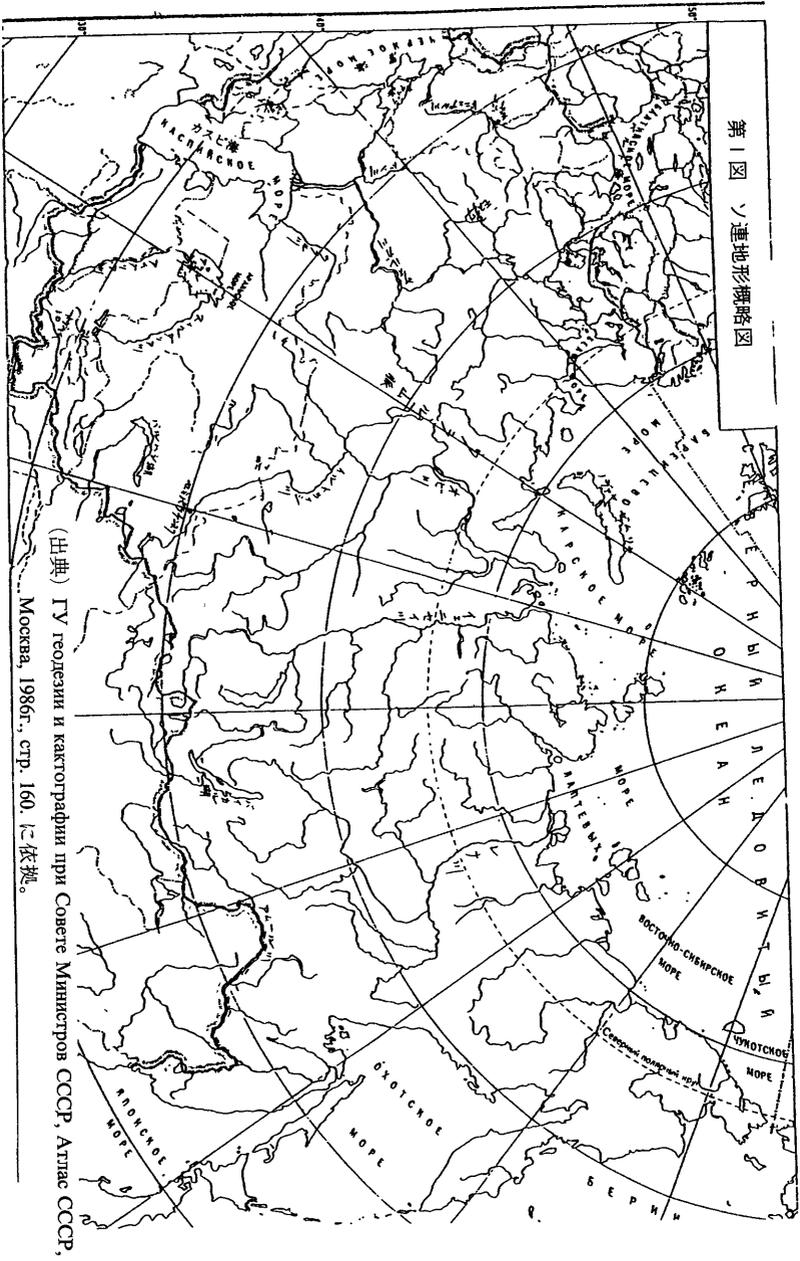
ソ連における環境破壊について体系的に説明したのは、この間、前記ゴスコムプリローダ（自然保護国家委員会）の責任者（議長）に任命されていたF・T・モルグーンであった。

彼はまず、現代科学技術の発展は一つの根本的矛盾をはらんで居り、必然的に世界的規模で環境問題をひき起こす（酸性雨、気候変動など）こと、ソ連も例外なく環境汚染に見舞われていることを述べた。ソ連の大地や森林、空気や水がいかに深刻に、いかに広範に汚染にさらされているかを彼は具体的に固有名詞をあげて語った。

大気汚染——工業によつて、およびそれ以上に自動車によつて、五千万の人口を伴う一〇二の都市で大気中の汚染物質集中が基準の一〇倍をこえることが稀でない。（具体的な基準数値については会議出席者にとっては公知のゆゑか示されていない。以下同様）

水質悪化——西シベリアの河川は石油製品によつて汚染され（基準値の二〇倍以上）、ヴォルガ、ドニエプル、アムールなどソ連の代表的大河も軒なみに水質が悪化しつゝ、あり、緊急に決定的な措置が講じられなければ近い将来

第一図 ソ連地形概略図



(出典) Г. В. геология и картография при Совете Министров СССР, Атлас СССР, Москва, 1986г., стр. 160. に依拠。

ペレストロイカの現段階におけるソ連の環境汚染と対策 (直川)

飲用にも灌漑用にも不適となる。

海洋湖沼汚染——カスピ海はフェノール基準値の九倍、バルト海は四倍。同題のアラル海は「環境災害地帯」であり、ウズベク、カザフ、トルクメン共和国の殆ど百万人の生活、生業に大きな支障を来たしている。

このような大規模な汚染の基本的原因者は、エネルギー省、化学工業省、肥料製造省、黒色冶金省、有色冶金省、石油工業省、農業国家委員会などである、とモルグーン議長は自己の斗争対象を明確にする。

また同議長はこの発言の中でソ連の農業不振を主として肥料問題の側面からとり上げ、有機肥料の軽視、化学肥料の偏重が結局は一面において農業不振、他面において重大な環境汚染を結果することを論証しようとする。これは相当ユニークな観点であろうと思われる。

ソ連における環境汚染が今日の事態にまで立ち到った原因について彼は次のような、われわれにとって興味深い指摘を行っている。

「なぜエコロジの状況がこのように悪いのか。累次の五ヶ年計画のすべてにわたった巨大企業の建設への浅慮な志向が、あらゆる地方において、多分野的工業の過度な集中と自然環境への許しがたい負荷をもたらした。」

「工業化が然るべきエコロジ的要請に配慮することなく行われた。……工場は煙を吐き、ガスを放出し、きれいな水の中に汚水を流し、人々の耳を聳している。しかもその際、狭い官庁的利害以上に物事を見たり考えたりすることを学んだことのない工場長や彼らの高位の庇護者達は新規の生産能力の増設を鼻にかけ、威張っている。」

「われわれの主たる経済問題は、わが国に工場が不足していることによつてではなく、反対に、それらが多すぎることによつて生じている。新しい企業の建設ではなく、企業の現代化を追求しなければならぬ。」

「あまりにも長期にわたりわれわれの党や労組のプロパガンダ、科学研究はエコロジーに対して不当に受身であった。何十年にもわたり環境が破滅的に汚染され、森林が伐り尽され、地下資源が乱掘されてきた。」

発言の結論部分においてモルグーン議長は、今日人類にとって環境問題が平和擁護、核戦争反対の問題と並ぶ重要な位置を占めることを確認する。更に、自然保護委員会は環境保護をめざす社会運動と手をたずさえ、ペレストロイカ、民主化、グラスノスチの精神で任務を果たす決意であることがのべられる。⁽⁹⁾

ソ連の主要官僚の一人から自国の環境的荒廃について公式の会議でこのように卒直に語られたのはソ連の歴史にとって前代未聞のことであつたにちがいない。⁽¹⁰⁾

- (1) 日本に環境保護庁が設置されたのは一九七一年であつた。
- (2) 前掲、ゴールドマン、vi頁。
- (3) 同右。
- (4) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР «О коренной перестройке дела охраны природы в стране», Правда, 17 января 1988 года.
- (5) 旧体制のもとにも、科学技術国家委員会に「自然環境保護及び天然資源の合理的利用の総合的諸問題に関する庁際科学技術会議」が付置されていたが、これは単なる連絡機関にすぎなかつたようである。
- (6) 「ゴス」は国家、「コム」は委員会、「プリローダ」は自然にそれぞれ対応している。
- (7) Правда, 30 июня 1988 года.
- (8) Правда, 1 июля 1989 года.
- (9) Правда, 2 июля 1989 года.

ペレストロイカの現段階におけるソ連の環境汚染と対策 (直川)

(10) cf. M. Sun, *Environmental awakening in the Soviet Union*, *Science*, vol. 241, 26 august 1988, p. 1033.

III 環境汚染の深刻な現状と打出された対策

歴史的な第一九回党協議会後約一年半を経た時点で今度はソ連最高ソビエトの決定が公表された。決定の名称は「国の環境健全化の緊急措置について」であり、八九年一月二七日の日付が付されており、ソ連最高ソビエト議長ゴルバチョフの署名を伴っている。⁽¹⁾ソ連邦の最高意思決定機関が主として行政機関に対して具体的指示を行うという内容を有している。ソ連の環境問題についての現時点における最新かつ最重要の文書であると判断されるので前文と本文にわけて若干の紹介とコメントを試みたい。

A 前文

前文には抽象的な理念ではなく、具体的な事実が摘示されている。詳細は後掲資料を見ていただくこととして、ここでは二、三の特徴的な点を記すにとめる。

第一には、ソ連国内の大局的環境汚染状況が網羅的かつ具体的に提示されていることである。前文によればソ連国内で特に水資源がいたる所で被害を蒙っており、水に関してエコロジー的非汚染地域がバイカル湖をこえた東部シベリア以外には殆ど存在しないことになる。

第二には、汚染状況が、これ迄の諸情報にもまさって一層深刻であると思われることである。特に「人間によるコントロールが實際上及ばなくなった」アラル海周辺や放射能汚染地区の存在には心が痛む。

第三、汚染原因の中に、計画性と先見性を誇る、また個の利益よりも全体の利益が優先する筈の社会主義原理と相容れないものが一つならず見出されるのが気がかりである。例、国内の生産力配置における見込みがい、資源の合理的利用の組織化における失敗、資源節約にとつての経済的テコの問題など。

B 本文

本文は具体的な対策の列挙を内容としており、全部で二三項から成っている。各項の内容を略記し、その都度必要なコメントを加えて行くようにしたい。なお正式の本文は（前文と同様に）後掲資料を参照していただきたい。

第一項 環境災害地域に対する緊急援助及び汚染除去についての長期展望計画の策定。——緊急援助は当然のこととして、長期展望計画に含めるべき要素として大気・飲料水・食品の汚染程度の改善がまず示されていることはその重要性を端的に表現しているものといえる。また環境汚染状況の自動観測システムを創設すること、その際航空・宇宙手段をも使用するとなつてゐること、さらに環境状況の根本的改善のために防衛部門の知的・生産的潜在力を広く活用すると定められてゐることは、ソ連最高ソビエトが並々ならぬ決意をもつて事に当たつてゐるものと解することができる。

第二項 環境的鑑定の実施——一九九〇年からあらゆる事業計画・プログラムは「国家的環境的鑑定」をパスした場合にのみ融資をうけることができるとなり、またこの「環境的鑑定」の独立性を保障すべきことが定められている。既存の国家計画であつても灌漑、農業の化学化（化学肥料使用の奨励）、原子力産業、化学工業、および微生物工業の発展に関するものは九〇年から九一年にかけて鑑定に付せられねばならないとしたことは重要である。個々の

操業中の企業や環境汚染のおそれのある物体についても同様に九〇年から九一年にかけて「環境的証明書制度」が適用されることになっている。この項目も、汚染規制に本腰を入れようとする最高ソビエトの基本姿勢を明確に示すものであるといえよう。

第三項 アラル海対策——特に重症であるアラル海及びその周辺地域について対策を研究・実施するために連邦政府の常設委員会が編成される。同委員会はソ連科学アカデミーと共同で、外国の学者専門家の協力をもえて「アラル海復興構想」の懸賞募集を実施することとなった。(九〇年中に具体的提案を最高ソビエトの審議にかけなければならぬ。)

第四項 チェルノブイリ後遺症対策——まずロシア共和国、ウクライナ共和国及び白ロシア共和国がそれぞれの総合的国家計画を作成し、ソ連邦政府が九〇年第一・四半期においてこれらをとりとまとめる。また操業中の原子炉についてソ連原子力・原子力工業省が科学アカデミーと共同で安全度増強措置を考案・実施する。自然保護国家委員会は建設中の原子力発電所及び火力発電所等について環境的鑑定を実施し、その結果によって必要な決定を行う。また環境的に安全なエネルギー源の使用をも念頭において九〇年中に新種のエネルギー国家プログラムを策定する。当然のことながらソ連はチェルノブイリの事故から大きな教訓を学びとったように思われる。

第五項 核兵器実験の停止——ソ連国防相および原子力省はセミパラチンスク実験場(中央アジア、カザフ共和国)における核実験の停止に関する問題を検討し、ソ連政府に提案を行うこと。ソ連政府は九〇年第一・四半期中に必要な措置を確定する。北部実験場(ノーヴァヤ・ゼムリヤ島)における核実験の影響の問題についても検討する。こうなると、国内的環境問題も国際戦略、国際政治に直結していることがいよいよ明らかになる。核実験停止は地球

の将来にとって大いに歓迎すべき方向であるといわなければならない。

第六項 各種法案等の準備——ソ連政府は九〇年前半期に「自然保護法案」を、九〇年末までに「特別保護自然区域法案」「植物界の保護及び合理的の利用法案」及び「原子力利用及び核の安全法案」をソ連最高ソビエトの審議のために提出することになっている。各共和国レベルの自然保護法はすでに記したように六〇年前後に制定されている。全ソ連邦レベルでは今度提出される筈の法案が最初のものとなる。新旧の立法は比較研究の対象となりうるであろう。国家プログラムの作成について言えば、九〇年次に次のようなテーマが予定されている。(a)石油パラフィンを原料とする「濃縮蛋白ビタミン」の製造の禁止 (b)耕作物の生物学的方法による保護の広汎な適用 (c)土壌の地力向上 (d)ソ連及び共和国の恒常的に改訂される環境地図の作成。

第七項 法務実務上の問題——自然保護検察システムの拡大、「環境的権利侵害」概念導入の検討、その他があげられている。その他の中には、自然保護の侵害に対する法的責任及び経済的サンクションを強化する問題、企業、団体及び個人の活動によってひき起こされた損害の賠償の問題、また環境への影響を伴う事故についての情報、住民の健康・居住環境の汚染の状態についての情報を故意に隠匿したりゆがめたりすることに対する役職員(公務員)の責任を規定するという問題が含まれている。

第八項 ソ連自然保護国家委員会の作用範囲の拡大——新設専門機関にかけられる期待が大きいことを示すものであろう。

第九項 天然資源の節約——これについて企業等に経済的刺激を与える仕組が考えられている。

第一〇項 緑を守る問題——自然保護国家委員会及び構成共和国大臣会議は九〇年七月一日までに、「特別保護自然

区域」の全連邦システムを創設するためのプログラムを作らなければならない。国立自然公園等を国土の二パーセントまでにする（九五五年まで）、更に三パーセントにする（二〇〇〇年まで）ことが目標である。第一種の水涵養林、防護林、衛生林その他の林の占める土地を収用して構成共和国及び自治共和国の管理に任せることが適当である旨記されている。中央への集中は一見ベレストロイカの精神に逆行するかのようであるが、具体的なケースにおいてはそのような方針も是認されるのであろう。集中と分散とのかねあいが慎重に検討されなければならない。

第一一項 世論（社会）との協力および少数民族の保護——危険な事故等の情報を敏速に地域住民に流し、他方、自然保護について住民の協力をうる。北方、シベリア及び極東の原住少数民族のために、工業開発のために接収されることのない、伝統的自然利用を行っている地域を確定する作業を九〇年中に実施することが望ましいとされている。いずれも当然かつ有意義な方針である。

第一二項 自然保護教育の充実

第一三項 国際協力の拡大——こゝでは特に一九九二年にむけて国連の世界環境会議の準備を活発化することが記されている。

なお本決定の実行に関するコントロール（監督）はソ連最高ソビエトの「エコロジー及び天然資源の合理的利用委員会」に委ねられる。

(一) Постановление Верховного Совета СССР «О неотложных мерах экологического оздоровления страны», Правда, 3 декабря 1989 года.

IV 今後の問題

以上に紹介・検討したところによって知られるように、ソ連の環境問題の現状は行き悩んでいる経済のペレストロイカと同様にきわめて深刻な事態に立ち到っている。今「経済のペレストロイカと同様に」と言ったが、ひよつとしたら環境問題は経済問題そのものの一側面にしかすぎないのかも知れない。もしそうであればソ連経済の立直りが実現されない限り自然環境も荒廃の一端を辿らざるをえないことになる。基本的にはそういうことなのだろうと思われる。

しかし人類社会を支配するものは経済法則のみではない筈である。人間が理性と知恵を最大限に結集し發揮すればそこに何らかの成果が得られるであろうということもあながち否定されえない。少なくとも立直りのきっかけにはなる筈である。

ペレストロイカのソ連は今やよかれあしかれ自分の頭で真剣に思考しはじめた。本稿で見た自然環境保護のための諸方策はある意味でナイーヴなほどに真摯さによって貫かれている。軍事技術を自然保護のためにふりむける、核実験の停止を検討する、公害企業の一斉審査を実施する、自然保護に関する法律案を次から次へと作成する、等々。筆者としてはこれらの方策が予定通り実現されて大きな成果をあげることを心から期待したい。なぜなら隣の大国の自然保護の成否は、小さくなった地球全体の運命に直接つながって居り、要するに他人事ではなくなっているという現実もあるからである。

しかし、方策は真摯であるだけでは充分でないであろう。それは社会問題解決の技術として磨きあげられたもの、鍛え上げられたものでなければならぬ。

たとえば、今回の最高ソビエトの決定には「エコロジ的鑑定」という手法が第二項で定められている。これは抽象的にのみ考えれば学識経験者によって構成された権威ある委員会——しかも独立した委員会——が合理的結論を出すという内容なのであるからその限りではまさに理想的ともいえるであろう。ところがこれが現実⁽¹⁾に適用された場合に内包されていた欠陥が露呈される場合もある。

こゝに一個の実例がある。

最近のプラウダの報ずる所であるが、モスクワ近郊M市周辺に「熱併給発電所」を建設する計画がソ連エネルギー省によってたてられた。これに対して付近住民が嵐のような反対運動を開始した結果、政府の指示により「合理的な独立した、そして権威ある審査」をするために鑑定委員会が設けられることとなった。問題はこの委員会に賛否両方の立場からの委員が選ばれたことであつた。双方の見解はいずれも説得力に満ちたものであつたが、鑑定委員会としての統一⁽²⁾的結論は七ヶ月たつても遂に得られずじまいであつた。そしていつのまにか着工された建設工事は現に突貫作業によって進められつゝある、⁽¹⁾という。

これでは「鑑定委員会」も現実には役に立たなかつたことになる。しかし記事をよく見ると、当該発電所長のことばとして「当初計画には数多くの手直し⁽³⁾が加えられた」とある。そうであるとなれば逆に「鑑定委員会」も一定の積極的役割を果たしたと評価することも可能なのではあるまいか。

紛争解決の道具はこのようにして鍛え上げられて行くものである。

ソ連最高ソビエトの決定に盛り込まれた自然保護対策は基本的に正しい内容を含んでいると考えるので、それが実施に移された暁には、長い目でその成熟を見守る必要があると思われれる。また日米等の経験を参考として伝えること

も一定の意味があろう。

ともあれ、不十分ではあるが以上で一九八九年時点におけるソ連における環境状況とそれに対応して打出されつゝある対策の概観を一応おえることとし、ソ連における自然保護の現状分析の手がかりとしたい。

(1) Пирага, 23 mapra 1990 годa.

〔付・資料〕 国の環境的健全化の緊急措置に関するソ連最高ソビエト決定

ソ連最高ソビエトは、国内に要注意の、所によつては危機的な環境状況が生じていることを指摘する。各種の措置が講じられてはいるものの国の環境的健全化の仕事は満足のゆくものではない。

アラル海地域における状況は實際上、人間のコントロールの限界を越えてしまった。アラル海近辺は環境災害地帯となつた。緊張状態がチェルノブイリ原発事故の被害をうけた地区で続いている。セミパラチンスク核兵器実験場では住民の不安が増大しつつある。カルムイク地方、ドニエプル川流域、ドニエストル川流域、ドンバス、ウラル、クズバス、ヴォルガ川流域、セヴァン湖地域、イシイク・クリ湖地域、バルハシ湖地域、及びラドガ湖地域、黒海地域、アゾフ海地域、カスピ海地域、バルト海地域およびその他一連の地域は環境的危機の淵に立っている。バイカル湖地域、オビ川流域及びアムール川流域において自然保護施策の実施を急ぐことが求められている。

約五千万の総人口を伴う一〇三の都市で大気中有害物質の限界許集中度が一〇倍以上となっている。有毒な産業廃棄物の量が増大しつつあり、その大部分は「硬い」日常生活的廃棄物の堆積の上に放り出されている。水源の三分の二の状態は基準に合致せず、地下水の危険な汚染が進行しつつ、ある。六〇〇の都市において廃水の浄化が保障されていない。「最少の屑しか出さない」技術プロセスによつて生み出される生産物の割合が少ない。何百万ヘクタールもの曾て豊穡であつた土地が鉱山作業、浸食、浸水、塩性化及び砂漠化のせいで農業適地から除外されている。食品の一部は、

農薬、硝酸塩、ホルモン及び放射性核種の飽和によって食用に供するのが危険である。アレルギー性の病氣、腫瘍学的病氣(ガンの類)及びその他の病氣による発病が増大しつゝ、ある。住民は環境問題について充分かつ敏速な情報を欠いている。

自然保護措置の実施に対する多くのソ連省・庁、構成共和国・自治共和国大臣會議、地方人民代議員ソビエト執行委員会の指導者達の無責任な態度によって、環境の質の国家的管理及びコントロールの効率の悪さによって、天然資源の合理的利用の組織化における重大な失敗によって、資源・エネルギー的節約のための実効的な経済的テコがないことや地方ソビエトに天然資源の利用のコントロールに関して現実的機能がないことによって、国の生産力配置における見込みがいによって状態が悪化しつゝ、ある。

ソ連最高ソビエトは以下のように決定する。

一 ソ連大臣會議、構成共和国及び自治共和国大臣會議、ソ連省・庁は環境災害地域に対する緊急援助措置を定め、来るべき五ヶ年を対象とした国、構成共和国、自治共和国の社会的・経済的發展の国家計画にそれらの措置を組み込むこと。

第一三次五ヶ年計画及び二〇〇五年までの期間を対象としたソ連の環境保護及び天然資源の合理的利用に関する長期国家プログラム案を作成し全人民審議を経た後、一九九〇年の春季会期にソ連最高ソビエトに提出すること。その際特に次の点を考慮に入れなければならない。

一九九〇年から九五五年の間に、大気団の汚染の程度が限界許容濃度を何倍も越えている都市及び居住地点における環境状態の改善をはかることを規定すること、環境的に危険な企業及び産業の周辺において住民を衛生・防護地帯に住まわせることと結びついた諸問題を検討すること。

一九九一年から九五五年の間に、飲料水及び食料品の質を衛生基準指数に合致せしめること。

環境的に無害な、屑の少ない技術過程及び製品の創造に関する、また同様にその他の自然保護問題の解決に関する理論的研究作業及び実験的・設計的作業の規模をいちじるしく拡大すること。

一九九〇年に自然の状態に対する自動観測システムの創設——その際特に航空宇宙手段を用いて——についてのプ

プログラムの実現に着手すること。この目的のために観測装置の生産を組織すること。

国内における環境状態の抜本的变化をはかるために防衛諸部門の知的及び生産的潜在能力を広汎に活用すること。そのためにプログラムの中に「環境に転換を」の項を設けること。

二 一九九〇年からあらゆるプロジェクト及びプログラムに対し国家環境鑑定の積極的結論が存在する場合にのみ作業に融資を開始すること、及びこの環境的鑑定の独立性を保障すること。一九九〇年から九一年の間に過去において採択された灌漑及び農業化学化国家プログラム、原子力発展国家プログラム、化学工業、微生物工業発展の国家プログラムその他に対し国家環境鑑定を実施すること。

一九九〇年から九一年の間にすべての稼働中の企業、環境的に危険な物体、また同様に個々の領域の環境的登録制度を実施し、その結果に従って環境状態健全化の具体的計画を作成すること。

構成共和国及び自治共和国の大臣会議、地方ソビエト及び環境保護を所管するソ連国家委員会の諸機関はこの仕事に積極的な参加をすべきこと。

三 アラル海周辺において環境的平衡を回復するための合理的方策を探究し実現する目的で常設政府委員会を創設すること。同委員会はソ連科学アカデミーと協力し、外国の学者、専門家の参加を得てアラル海復興構想のコンクールによる作成を保障し、一九九〇年にその実現に関する具体的提案をソ連最高ソビエトの審議のために提出すること。ソ連大臣会議、ウズベク共和国大臣会議、カザフ共和国大臣会議、トルクメニ共和国大臣会議、タジク共和国大臣会議、キルギス共和国大臣会議はアラル海周辺について以前に採択された諸決定の実施の進捗状況についてのコントロールを強化すること。

四 チェルノブイリ原発事故の後遺症の一掃に関するロシア共和国、ウクライナ共和国、白ロシア共和国の総合的国家プログラム作成を承認する。ソ連大臣会議は一九九〇年第一・四半期において前記プログラムを検討し、自己の権限範囲内の問題に関して決定を行ない、ソ連最高ソビエト春季会期にこの問題に関する統一的な連邦・共和国プログラムならびにこの事故にかゝる状況についての情報を出すること。第一三次五ヶ年計画を対象とするソ連邦及び構成共和国社会・経済発展計画の中にこの目的のために財源及び資材的・機械的資源の別個の一項目を設けることを規定す

ること。

ソ連原子力・原子力産業省はソ連科学アカデミーと共同でソ連において稼働中の核反応炉の安全性を強化する複合的な補足的措置を考案し実施すること。自然保護に関するソ連国家委員会は建設中の原子力発電所及び原子力熱併給発電所ならびにその他の原子力設備を伴う客体のプロジェクトに対し環境的鑑定を実施し、その結果に従って決定を行なうこと。

一九九〇年に非伝統的な、環境的に無害なエネルギーの使用、種々の原子炉配置のタイプ・図式と有する実験用原発の建設を考慮に入れたエネルギー国家計画の新しいヴァリアントを作成すること。

五 ソ連国防相及びソ連原子力・原子力産業省は、セミパラチンスク実験場における核実験の停止に関する問題を検討し、ソ連大臣会議に提案を行なうこと。ソ連大臣会議は一九九〇年第一四半期に必要な措置を確定すること。

六 ソ連大臣会議は一九九〇年前半期に、自然保護法案を、一九九〇年末までに特別保護自然領域法案、植物界の保護及び合理的利用法案、ならびに原子力利用および核安全法案をソ連最高ソビエトの審議にかけること。一九九〇年に照応する国家プログラムを作成し、その際同プログラムにおいて一九九一年からの石油パラフィン素材とする濃縮蛋白ビタミン製造の禁止、農作物保護の生物学的的方法の広汎な適用、土壌の肥沃度の向上、土地利用の改善、ソ連及び構造共和国の常時改訂される環境地図の新規導入を盛り込むこと。

ソ連大臣会議及び全ソ労働組合中央評議会は一九九〇年に保養地規程を採択し、全連邦的意義をもつ保養地地帯の保護に関する措置を規定すること。

七 ソ連検事局は自然保護検察システムを拡大すること。ソ連司法省及びソ連自然保護国家委員会は一九九〇年に「環境的権利侵害」概念を立法に導入する問題を精査し、このことにつき罪ある者に対して刑事責任にいたる迄責任を高め、また彼らによってひき起こされた損害の義務的賠償を定めること。

自然保護違反に対する法的責任及び経済的制裁を強化し、企業、団体及び個々の市民の活動によってもたらされた損害の賠償、同様に環境的影響を伴う事故についての情報、住民の健康状態・居住環境汚染についての情報の故意による

秘匿及び歪曲に対する役職員（公務員）の責任を規定すること。

八 自然保護及び天然資源利用の面における国家行政の効率を高めること。

居住環境の質に対するコントロールの機能を明確に区分する。天然資源の合理的利用に対するコントロールについてソ連自然保護国家委員会の影響範囲を拡大すること。ソ連人民代議員大会に対し一九九〇年に、ソ連自然保護国家委員会議長職をソ連憲法に従って同大会の承認をうけるべき職務一覧表に含めることを依頼すること。

九 ソ連大臣会議は電力及び天然資源——第一番に、再生のきかない天然資源——の節約に関する補足的措置についての問題を検討すること。一九九〇年第一・四半期に、産業廃棄物及び日常生活廃棄物の再処理、大気・水・土地の防護、土壌の肥沃度及び牧草地の生産性の向上、環境的に無害な食品の生産、ソ連レッド・ブック（珍稀動植物報告集）、構成共和国レッド・ブックにのせられた珍稀の復活および繁殖をめぐって国家企業、協同組合企業、社会団体企業及び合併企業（外国資本参加をも含む）に経済的刺激を与える手続に関する規定を作成すること。企業、合同及び団体に、基本的に自然保護の目的で受領する資金を用いて環境に危険を及ぼす技術的工を導入することに対して特別の課税を規定すること。

一〇 ソ連自然保護国家委員会、構成共和国大臣会議は一九九〇年七月一日までに、保養地地帯・レクリエーション地帯を含む特別保護自然地域の全連邦的体系を創設するプログラムを作成すること。自然保護地区及び国立自然公園面積を一九九五年までには国の総地表面積の二パーセントに、二〇〇〇年までには三パーセントに増加させること、また同様に衛生的・健康増進的緑地帯及び森林公園の防護帯を發展させることを規定すること。

水源涵養林、防護林、衛生保護林、およびその他の第一グループに属する森林によって占められた土地の取用に関する問題の解決を合目的とみなし、構成共和国及び自治共和国の最高ソビエトの権限に委ねること。一九九一年二月一日以降支払用伐採量の超過伐採を禁止し、また一九九〇年から西洋杉（ケードル）の伐採を禁止すること。コルホーズ林を除きすべての森林をソ連森林国家委員会の管轄に集中し、それらを賃貸借契約の条件での使用に供すること。一九九〇年に森林復興国家プログラムを策定すること。森林防火の改善に関する総合的緊急措置を実施すること。

一一 構成共和国及び自治共和国の最高ソビエト並びに地方ソビエトは環境問題の解決のためにより広く世論をひ

きつつけること。現地において、自然保護立法の順守、環境健康化をめざす諸措置の遂行の進展についてのコントロールを行う代議員グループを創設するという実践に賛意を表すること。一九九〇年に北方、シベリア及び極東の原住少数民族に工業開発のために接収されることのない、伝統的自然利用地域の確定を実現することを勧告すること。

地方ソビエトは、環境のエコロジー的状况に関する情報、あらゆる種類の汚染、実施される環境鑑定結論についての情報の完全な公開、接近可能性及び無料制を保障すること。環境的に有害な事故及び状況について国の地域住民に迅速に通報すること。

「エコロジー」出版所の開設及び全連邦的な環境問題専門週刊新聞の発刊を促進すること。

一二 ソ連大臣会議は継続的エコロジー教育(知識及び心がけ)の組織に関する措置をとりまとめ第一三次五年計画において実施すること、エコロジー専門家養成とエコロジー的義務教育の実施についての方策を樹立すること。国民教育の全部門の幹部の資格向上システムにおいてエコロジー的素養を導入すること。

一三 自然保護問題及びグローバルな環境問題に関し、多国的及び二国的な国際協力を拡大すること。ソ連によって採択された環境問題に関する国際的義務の遂行を保障すること。環境をめぐる国連全世界会議の一九九二年における開催にむけて準備を活発化すること。

本決定の遂行についてのコントロールはソ連最高ソビエトエコロジー及び天然資源の合理的利用問題委員会に課せられる。

ソ連最高ソビエト議長

M・ゴルバチョフ

モスクワ、クレムリン

一九八九年一月二七日

(出典：プラウダ、一九八九年二月三日号)

付記 本論文は、一九八八年度早稲田大学特定課題研究「人間の生存と自然保護——比較法的研究——」における成果の一部である。